

株 主 各 位

大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号
イートアンド株式会社
取締役社長 文野直樹

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂島一丁目5番25号
ホテル エルセラーン大阪 5階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第37期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会終了後、株主の皆様との対話をいたしたく、懇親試食会の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただき、ご意見などを賜りたいと存じます。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.eat-and.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、金融緩和などの効果により景気回復感が強まり、また消費税増税決定を受けての駆け込み需要もあって、耐久財や高額品の動きがあるものの、一般消費者の所得の伸びはまだまだ鈍く、消費税増税後の生活への懸念がぬぐい去れないことなどもあって、消費マインドは今一つ盛り上がりを欠いております。

外食業界におきましては、高付加価値・高額品への支持を集めてファミリーレストラン業態が好調に推移している一方で、デフレ市場をけん引してきたファストフード業態は業績の維持・伸長に苦慮しましたが、年度後半に入ってから各社が相次いで高付加価値品を発売したことにより、業界全体は客数・客単価ともに伸びを示しております。

食料品製造・販売業界におきましては、年度前半の一般量販店での二重価格表示是正による特売回数減少と、年度後半の冷凍食品への農薬混入事件が、冷凍食品市場への下押し要因となりました。また、販売各社がプライベートブランド品のラインナップを拡充し、製造各社の商品力向上への取り組みを加速する構図ができております。

このような状況下、当社におきましては、商品開発機能と製造機能を強化し、既存製品の供給量増と並行して、新しい高付加価値製品の開発・製造に努めました。そして外食・食料品販売両事業においては、新アイテム・新店舗による新顧客獲得と並行して、既存商品・既存業態の販売力強化に努めました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は200億62百万円（前事業年度比1.3%増）、営業利益は9億50百万円（前事業年度比5.3%増）、経常利益は9億48百万円（前事業年度比5.2%増）、当期純利益は4億43百万円（前事業年度比2.9%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①外食事業

外食事業におきましては、従来の戦略である主要ブランド大阪王将で加盟店を中心とする店舗数の増加と並行して、既存店のメニューならびにサービスの品質向上に努めました。ラーメン業態では、太陽のトマト麺の認知度向上による新規顧客獲得を再来店促進施策のサイクルにつなげ、1店舗あたりの売上増加を図りました。その他業態では、高客単価ながら不採算の業態の整理を進めたため、売上こそ減少しましたが、選択と集中の効果により、既存店の業績改善を進めることができました。

なお、当事業年度末におきましては、加盟店 41店舗（うち海外 14店舗）、直営店 4店舗の計 45店舗を新規に出店した一方、加盟店 24店舗（うち海外 9店舗）、直営店 4店舗の計 28店舗を閉店した結果、当事業年度末店舗数は、加盟店 389店舗（うち海外 19店舗）、直営店 38店舗の計 427店舗（うち海外 19店舗）となっております。

また、運営形態変更に伴い5店舗を直営店から加盟店、6店舗を加盟店から直営店へと変更しております。

以上の結果、外食事業の売上高は 109億 3 百万円（前事業年度比 3.7%増）となりました。

②食料品販売事業

食料品販売事業におきましては、年度前半には一般量販店での二重価格表示問題が、年度後半には冷凍食品への農薬混入事件による風評被害が、それぞれ業績の下押し要因となりました。しかし、前事業年度末にレシピのリニューアルと価格改定により商品力と利幅を改善した冷凍餃子の配荷店舗数増と1店舗当たりの配荷量増を図るとともに、内製化された冷凍水餃子を使った新メニューや、量販店のプライベートブランドに対し新たな付加価値をもつ製品など、新たな食の提案に努めました。

以上の結果、食料品販売事業の売上高は 91億 58百万円（前事業年度比 1.5%減）となりました。

（事業別売上高）

（単位：千円）

種 別 \ 期 別	第36期 (平成25年3月期)	構成比 (%)	第37期 (平成26年3月期)	構成比 (%)
外 食 事 業	10,510,789	53.1	10,903,553	54.3
食 料 品 販 売 事 業	9,297,885	46.9	9,158,762	45.7
合 計	19,808,675	100.0	20,062,315	100.0

1-2.資金調達等についての状況

(1)資金調達

当事業年度におきましては、運転資金に充当するため、金融機関から1,345,000千円の短期借入による資金調達を行っております。

また、将来の設備投資等に充当するため、新株式の発行により900,984千円の資金調達を行っております。

(2)設備投資

①当事業年度中に完成した主要設備

設備名	セグメントの名称	設備の内容	取得価額 (千円)
関 東 工 場	外食事業 食料品販売事業	食材加工	417,610
大阪王将 赤羽店	外食事業	店舗	33,040
大阪王将 駒沢店	外食事業	店舗	30,485

②当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充 該当する事項はございません。

(3)事業の譲渡、吸収合併または新設分割

該当する事項はございません。

(4)他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当する事項はございません。

(5)吸収合併（会社以外の者との合併を含む。）または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する事項はございません。

(6)他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当する事項はございません。

1-3.直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

(単位：千円)

区 分	第 34 期 (平成23年 3 月期)	第 35 期 (平成24年 3 月期)	第 36 期 (平成25年 3 月期)	第 37 期 (当事業年度) (平成26年 3 月期)
売 上 高	16,945,644	18,790,180	19,808,675	20,062,315
経 常 利 益	839,719	1,063,416	901,058	948,316
当 期 純 利 益	440,700	513,349	430,764	443,445
1株当たり当期純利益(円)	146.02	147.27	113.78	115.65
総 資 産	7,105,269	8,697,118	9,920,223	10,498,267
純 資 産	1,684,891	2,727,077	3,135,595	4,394,570

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出して
おります。
3. 平成23年3月1日開催の取締役会決議により、平成23年3月29日
付で普通株式1株を5株に分割しております。
当該株式分割については、平成23年3月期の期首に株式分割が行わ
れたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 平成24年2月14日開催の取締役会決議により、平成24年4月1日
付で普通株式1株を3株に分割しております。
当該株式分割については、平成23年3月期の期首に株式分割が行わ
れたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

1-4.対処すべき課題

我が国経済は、消費税増税により一時的に消費が冷え込むと予想されるもの
の、その程度は消費税導入時や前回の増税時ほどには至らないものと考え
られます。また、金融政策の継続による輸出型産業の競争力回復と、東京五
輪に向けた内需型産業の事業の活発化が各産業・各地域に波及して行き、ま
た同時に人材不足感が強まることもあって、一般消費者の所得が増加に向か
うと思われま。

食品業界においては、日常食でありながらちょっとした贅沢さを訴求する
アクセントや、栄養バランスや簡便性などの機能性、低価格など、消費者の
ニーズの多様化が進み、各社がきめ細かく応える動きが強まると考えられま
す。

特に量販各社におきましては、プライベートブランドの拡充により対応強
化が図られるものと考えられます。

これらの状況を受け当社は、引き続き商品開発機能と製造機能の強化を核に外食・食料品販売両事業の販売力・収益力強化に取り組んでまいります。特に当社の収益の中心に位置し、前事業年度および当事業年度において製造可能量が格段に増加した餃子については、外食事業向け、食料品販売事業向けともに、品質・コスト両面でブラッシュアップを図ってまいります。

外食事業においては、直営店の新規出店数を増やし、各種立地に適合する最善の業態・店舗形態を追求してまいります。また、独立起業を前提とした社員を採用、店舗運営ならびに経営ノウハウに関する教育を施すことで、当面の労働力と将来におけるブランドロイヤリティの高い加盟オーナーの育成・確保を図ります。

食料品販売事業においては、量販各社から収集した情報を基に新しい付加価値、新しい食を体現した商品や企画を、量販各社のプライベートブランド対応品を中心に提案してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社は、餃子・ラーメンを主体とした中華料理等の飲食店の経営、飲食店のチェーン展開ならびに各種食品の製造・販売等を主な事業とし、併せてこれらに付帯する業務を営んでおります。

主 要 事 業	
外食事業	
大衆中華専門店	「大阪王将」
ラーメン専門店	「よってこや」、「太陽のトマト麺」
中華レストラン	「シノワーズ厨花」
カフェ	「コートロザリアン」
ベーカリーレストラン	「コシニール」
中食専門店	「シノワーズ厨花（テイクアウト）」
食料品販売事業	

1-6.主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成26年3月31日現在）

(1)主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

東京ヘッドオフィス 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

関西工場 大阪府枚方市春日北町一丁目10番10号

関東工場 群馬県邑楽郡板倉町泉野2-40-5

(店舗の状況)

主要事業による分類	店舗数	前事業年度末比増減
大阪王将	354店	+15店
ラーメン	44店	-1店
その他	10店	-3店
海外	19店	+5店

- (注) 1. 店舗数は、平成26年3月31日時点で現に営業を継続している店舗であり、加盟店等を含んでおります。
2. ラーメン事業の内訳は、「よってこや」、「太陽のトマト麺」等であります。
3. その他は、「シノワーズ厨花」、「コートロザリアン」等の合計であります。

(2)使用人の状況

使用人数 273名（前事業年度末比 21名増）

平均年齢 35.0歳 平均勤続年数 5.2年

(注) 使用人数は正社員および契約社員の就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）を除きます。

なお、使用人兼務取締役は含まれておりません。

1-7.重要な子会社の状況

重要な子会社および関連会社の状況（平成26年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権の 所有割合（%）	主要な事業の内容
(非連結子会社) 株式会社ナインブロック	千円 10,000	91.30	食料品販売事業
(関連会社) EAT & INTERNATIONAL (H.K.) CO.,LIMITED	千香港ドル 11,500	49.00	外食事業
E&G FOODS CO.,LTD.	千韓国ウォン 1,000,000	50.00	外食事業
Osaka Ohsho (Thailand) Company Limited	千タイバーツ 22,000	49.00	外食事業

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント別の名称を記載しております。

2. 億特安餐飲管理（上海）有限公司および伊特安食品（上海）有限公司は、出資を解消したことから、当社の子会社ではなくなりました。
3. EAT & INTERNATIONAL(H.K.)CO.,LIMITEDは当事業年度中に増資（4,500千香港ドル）を行いました。
4. Osaka Ohsho(Thailand)Company Limitedは当事業年度中に増資（12,000千タイバーツ）を行いました。

1-8.主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	657,265千円
株式会社みずほ銀行	429,420千円
株式会社三井住友銀行	20,000千円
株式会社りそな銀行	20,000千円

1-9.その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 7,200,000株

(2) 発行済株式の総数 4,380,245株

(注) 公募増資により、新株式を500,000株発行、第三者割当増資により、新株式を65,700株発行し、発行済株式の総数は565,700株増加しております。

(1) 発行可能株式総数 7,200,000株

(2) 発行済株式の総数 4,380,245株

(3) 株主数 6,694名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
文 野 直 樹	894,370株	20.42%
有限会社ストレート・ツリー・エフ	615,000	14.04
株 式 会 社 ソ ウ ・ ツ ー	240,000	5.48
イ ー ト ア ン ド 社 員 持 株 会	146,485	3.34
サントリーピア&スピリッツ株式会社	102,000	2.33
森 孝 裕	88,500	2.02
仲 田 浩 康	87,050	1.99
文 野 弘 美	66,300	1.51
植 月 剛	62,140	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会 社 （ 信 託 口 ）	61,200	1.40

(注) 持株比率は、自己株式（274株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概況

名 称	第5回新株予約権
新株予約権の数	1,450個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4名 3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 145,000株
新株予約権の発行価額	3,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,070円
新株予約権の行使期間	自 平成26年 7月 1日 至 平成30年 7月17日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成27年3月期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書における経常利益をいい、以下同様とする。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割当てられた新株予約権のうち、当該各号に定められた割合の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 平成26年3月期の経常利益が800百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の10%</p> <p>(ii) 平成26年3月期の経常利益が945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の30%</p> <p>(iii) 平成26年3月期及び平成27年3月期の経常利益が共に945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p>

名 称	第5回新株予約権
新株予約権の主な行使条件	<p>② 本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の65%を下回った場合は、その日以降、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	第5回新株予約権
発行決議の日	平成25年6月18日
新株予約権の数	285個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねているものを除く。） 当社子会社の役員及び使用人（当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。）	17名 一名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 28,500株
新株予約権の発行価額	3,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,070円

名 称	第5回新株予約権
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成30年7月17日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成27年3月期の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書における経常利益をい、以下同様とする。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割当てられた新株予約権のうち、当該各号に定められた割合の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(i) 平成26年3月期の経常利益が800百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の10%</p> <p>(ii) 平成26年3月期の経常利益が945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の30%</p> <p>(iii) 平成26年3月期及び平成27年3月期の経常利益が共に945百万円を超過している場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p>② 本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の65%を下回った場合は、その日以降、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されない新株予約権の目的たる株式の数に対してのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整をすることができます。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 会社役員に関する事項

4-1.当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
文 野 直 樹	代表取締役社長	
仲 田 浩 康	専務取締役	
植 月 剛	取締役常務執行役員外食営業本部長	
日 永 光	取締役執行役員商品本部長	
中 島 靖 雅	常勤監査役	
錦 見 光 弘	監査役	
池 田 佳 史	監査役	

- (注) 1. 監査役錦見光弘氏および池田佳史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役中島靖雅氏は当社の管理本部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役錦見光弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役池田佳史氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査役錦見光弘氏および池田佳史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4-2.当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任 該当する事項はございません。

②退任 該当する事項はございません

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新役職	旧役職	異動年月日
仲 田 浩 康	専務取締役	専務取締役専務執行役員 管理本部長	平成25年4月1日

4-3.取締役及び監査役の報酬等の総額

(当事業年度に係る役員の報酬等の総額)

	支給人数	報酬等の額
取 締 役	4 名	130,900千円
監 査 役	3 名	16,820千円
合 計	7 名	147,720千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月28日開催の第34回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月28日開催の第34回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、第37回定時株主総会において決議予定の役員賞与20,280千円（取締役4名に対し18,700千円、監査役1名（社外監査役を除く）に対し1,580千円）を含めております。
5. 監査役の報酬等の額には、社外監査役2名に対する報酬等の額5,760千円を含めております。

4-4.社外監査役の主な活動状況

区 分	氏名	主な活動状況
監 査 役	錦見 光弘	当事業年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営ならびに会計に対する発言を行っております。
監 査 役	池田 佳史	当事業年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

4-5.責任限定契約に関する事項

当社は、平成21年6月25日開催の第32回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社は、社外監査役の全員と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人に関する事項

5-1.会計監査人の名称

東陽監査法人

5-2.報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針について、特に定めはありませんが、監査日数および業務の内容等を総合的に勘案し決定しております。

5-3.非監査業務の内容

該当する事項はございません。

5-4.責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

5-5.会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

6. 内部統制システム整備の基本方針

当社は、当社事業を持続的に発展させ企業価値を高めるために内部統制システムを整備、運用することが経営上の重要な課題であると認識し、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、会社の内部統制にかかる体制全般について、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとしします。

- (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）
 - ①「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自ら遵守すること、及び全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
 - ②「取締役会規則」に基づき、毎月取締役会を開催する。
 - ③「取締役会規則」において、重要な業務執行について取締役会で付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定する。
 - ④監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督する。
 - ⑤社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、一切の関係を遮断するとともに、弁護士・警察等とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応を行うものとする。

- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。

- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - ①当社における緊急事態発生時の役員・社員等の危機対応手順を定め、緊急事態に起因する損害の発生を抑止し、もしくはこれを最小限にとどめることを目的として「危機管理規程」並びに「危機管理対応マニュアル」を定め、運用する。
 - ②取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、意思決定の迅速化のために「経営執行会議」を原則毎週開催し、経営執行会議付議事項、経営管理全般に関する事項について協議・決議を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限規程・職務権限表に則った決定を行う体制とする。
- (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
- ①企業理念、ミッションステートメント、10スピリットの実際的運用と徹底を行う体制の整備に努める。
 - ②「コンプライアンス規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
 - ③法令もしくは定款上疑義のある行為等の早期発見と是正を目的に「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (6)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- ①当社の関係会社の管理は、海外事業担当本部長が統括する。海外事業担当本部長は、関係会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するとともに、関係会社の管理の推進状況を定期的に取締役会及び経営執行会議に報告する。
 - ②監査役と内部監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、取締役会に報告する。

- (7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。
- (8)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
- ①監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないものとする。
- ②当該使用人の異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とする。
- (9)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- ①取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、延滞なく報告するものとする。
- (10)その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ①監査役は内部監査室及び監査法人と情報の交換を行うなど連携を保ちつつ監査を実施する。
- ②監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換の場を設け、適正な監査の実現に努める。
- (11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ①当社は、金融商品取引法及びその他の法令等の定めに基づき、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部           |            |
|-----------|------------|-------------------|------------|
| 科 目       | 金 額        | 科 目               | 金 額        |
| 流 動 資 産   | 5,454,540  | 流 動 負 債           | 4,893,209  |
| 現金及び預金    | 1,336,455  | 買掛金               | 1,827,671  |
| 売掛金       | 3,179,171  | 短期借入金             | 840,000    |
| 商品及び製品    | 479,254    | 1年内返済予定の長期借入金     | 199,812    |
| 原材料及び貯蔵品  | 152,908    | リース債務             | 47,546     |
| 前払費用      | 169,844    | 未払金               | 983,227    |
| 繰延税金資産    | 55,334     | 未払費用              | 235,700    |
| その他       | 81,572     | 未払法人税等            | 153,450    |
| 固 定 資 産   | 5,043,726  | 未払消費税等            | 80,418     |
| 有形固定資産    | 3,963,034  | 賞与引当金             | 102,136    |
| 建築物       | 2,097,287  | 役員賞与引当金           | 20,280     |
| 構築物       | 54,278     | 売上割戻引当金           | 349,302    |
| 機械及び装置    | 528,739    | その他               | 53,663     |
| 車両運搬具     | 5,507      | 固 定 負 債           | 1,210,486  |
| 工具、器具及び備品 | 103,455    | 長期借入金             | 86,873     |
| 土地        | 1,089,772  | リース債務             | 83,970     |
| リース資産     | 83,462     | 退職給付引当金           | 82,216     |
| 建設仮勘定     | 531        | 役員退職慰労引当金         | 302,450    |
| 無形固定資産    | 58,304     | 長期預り保証金           | 654,977    |
| ソフトウェア    | 47,198     | 負 債 合 計           | 6,103,696  |
| リース資産     | 5,351      | 純 資 産 の 部         |            |
| その他       | 5,753      | 株 主 資 本           | 4,387,248  |
| 投資その他の資産  | 1,022,387  | 資 本 金             | 907,239    |
| 関係会社株式    | 192,437    | 資本剰余金             | 839,675    |
| 関係会社長期貸付金 | 35,066     | 資本準備金             | 839,675    |
| 繰延税金資産    | 104,099    | 利益剰余金             | 2,640,626  |
| 差入保証金     | 528,569    | 利益準備金             | 16,875     |
| その他       | 179,748    | その他利益剰余金          | 2,623,751  |
| 貸倒引当金     | △17,534    | 別途積立金             | 450,000    |
| 繰越利益剰余金   |            | 繰越利益剰余金           | 2,173,751  |
|           |            | 自己株式              | △293       |
|           |            | 評価・換算差額等          | 728        |
|           |            | その他有価証券評価差額金      | 728        |
|           |            | 新株予約権             | 6,593      |
| 資 産 合 計   | 10,498,267 | 純 資 産 合 計         | 4,394,570  |
|           |            | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 10,498,267 |

# 損 益 計 算 書

(平成25年 4月 1日から  
平成26年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 | 目 | 金 | 額          |
|---|---|---|------------|
| 売 | 上 | 高 | 20,062,315 |
| 売 | 上 | 原 | 12,954,008 |
|   | 売 | 上 | 7,108,306  |
|   | 販 | 費 | 6,158,159  |
|   | 営 | 業 | 950,147    |
|   | 営 | 業 | 1,389      |
|   | 受 | 取 | 70         |
|   | 受 | 取 | 6,576      |
|   | 補 | 助 | 1,362      |
|   | 貸 | 倒 | 12,938     |
|   | 雑 |   | 774        |
|   | 営 | 業 | 23,111     |
|   | 支 | 払 | 10,505     |
|   | 株 | 式 | 9,402      |
|   | 株 | 式 | 4,000      |
|   | 雑 |   | 1,034      |
|   | 経 | 常 | 948,316    |
|   | 特 | 別 | 6,230      |
|   | 新 | 株 | 11,967     |
|   | 特 | 別 | 3,352      |
|   | 固 | 定 | 145,647    |
|   | 店 | 舗 | 793,580    |
|   | 法 | 人 | 294,595    |
|   | 法 | 人 | 55,539     |
|   | 当 | 期 | 350,134    |
|   | 当 | 期 | 443,445    |

# 株主資本等変動計算書

(平成25年 4月 1日から)  
(平成26年 3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |             |        |                          |               |             |      | 自己株式      | 株主資本計<br>合 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|--------|--------------------------|---------------|-------------|------|-----------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金  |                          |               | 利益剰余金計<br>合 |      |           |            |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金計<br>合 | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |             |      |           |            |
| 当期首残高                   | 456,747 | 389,183 | 389,183     | 16,875 | 450,000                  | 1,816,127     | 2,283,002   | △293 | 3,128,639 |            |
| 当期変動額                   |         |         |             |        |                          |               |             |      |           |            |
| 新株の発行                   | 450,492 | 450,492 | 450,492     |        |                          |               |             |      | 900,984   |            |
| 剰余金の配当                  |         |         |             |        |                          | △85,821       | △85,821     |      | △85,821   |            |
| 当期純利益                   |         |         |             |        |                          | 443,445       | 443,445     |      | 443,445   |            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) |         |         |             |        |                          |               |             |      |           |            |
| 当期変動額合計                 | 450,492 | 450,492 | 450,492     | -      | -                        | 357,624       | 357,624     | -    | 1,258,609 |            |
| 当期末残高                   | 907,239 | 839,675 | 839,675     | 16,875 | 450,000                  | 2,173,751     | 2,640,626   | △293 | 4,387,248 |            |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 当期首残高                   | 726              | 726            | 6,230 | 3,135,595 |
| 当期変動額                   |                  |                |       |           |
| 新株の発行                   |                  |                |       | 900,984   |
| 剰余金の配当                  |                  |                |       | △85,821   |
| 当期純利益                   |                  |                |       | 443,445   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額(純額) | 2                | 2              | 362   | 365       |
| 当期変動額合計                 | 2                | 2              | 362   | 1,258,974 |
| 当期末残高                   | 728              | 728            | 6,593 | 4,394,570 |

## 個別注記表（平成26年3月期）

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①商品、製品および原材料・・・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②貯蔵品・・・・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～40年

機械及び装置 5年～17年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証とし、それ以外のは零としております。

#### 3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員の賞与金の支払に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金・・・・・・・・・・役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 売上割戻引当金・・・・・・・・・・当事業年度の売上高に対する将来の売上割戻に備えて、当事業年度末売掛金に割戻見積率を乗じた金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金・・・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 役員退職慰労引当金・・・・・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法  
株式交付費・・・・・・・・・・支出時に全額費用として処理しております。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 表示方法の変更

##### (貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」、「長期貸付金」、「破産更生債権等」および「長期前払費用」ならびに「保険積立金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。



前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「前受金」および「預り金」ならびに「前受収益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 673,643千円 |
| 建物 | 100,843千円 |
| 計  | 774,487千円 |

##### 上記に対応する債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 510,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 99,972千円  |
| 長期借入金         | 47,293千円  |
| 計             | 657,265千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,499,172千円

##### 3. 関係会社に対する金銭債権および債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 106,363千円 |
| 短期金銭債務 | 3,393千円   |

#### 損益計算書に関する注記

##### 1. 関係会社との取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高      |           |
| 売上高             | 244,956千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 35,117千円  |

##### 2. 関係会社整理損

「関係会社整理損」は、関係会社との出資解消に係る損失であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>期末株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 3,814,545株     | 565,700株       | 一株             | 4,380,245株     |

(注) 普通株式の発行済株式の増加565,700株は、公募による新株式発行500,000株、第三者割当による新株式発行増加65,700株であります。

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>期末株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 274株           | 一株             | 一株             | 274株           |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額 | 配当原資  | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------|--------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 57,214千円   | 利益剰余金 | 15.0円        | 平成25年<br>3月31日 | 平成25年<br>6月27日 |
| 平成25年11月8日<br>取締役会   | 普通株式  | 28,607千円   | 利益剰余金 | 7.5円         | 平成25年<br>9月30日 | 平成25年<br>12月5日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の<br>総額 | 配当原資  | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------|--------------|----------------|----------------|
| 平成26年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 54,749千円   | 利益剰余金 | 12.5円        | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月26日 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

|           |            |
|-----------|------------|
| 賞与引当金     | 36,350千円   |
| 退職給付引当金   | 29,260千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 107,641千円  |
| 減損損失      | 35,580千円   |
| 未払事業税     | 10,632千円   |
| 減価償却否認    | 30,998千円   |
| その他       | 21,013千円   |
| 繰延税金資産小計  | 271,477千円  |
| 評価性引当金    | △111,641千円 |
| 繰延税金資産合計  | 159,836千円  |

### (繰延税金負債)

|               |           |
|---------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金  | 402千円     |
| 繰延税金負債合計      | 402千円     |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 159,434千円 |

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.96%から35.59%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,711千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### ファイナンス・リース取引（借主側）

#### 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1) リース資産の内容

###### 有形固定資産

主として、外食事業用の建物、厨房設備およびレストラン設備（「建物」「機械及び装置」および「工具、器具及び備品」）であります。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証とし、それ以外のは零としております。

#### 2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |          |
|------|----------|
| 1年以内 | 41,061千円 |
| 1年超  | 35,017千円 |
| 合計   | 76,079千円 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行にて調達しております。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券に属する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、事業者および事業会社に対し長期貸付を行っており、事業者および事業会社の信用リスクに晒されております。

賃借物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先毎に期日および残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社管理本部経理部において管理しております。

## ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                        | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金             | 1,336,455        | 1,336,455 | －       |
| (2) 売掛金                | 3,179,171        | 3,179,171 | －       |
| 資産計                    | 4,515,626        | 4,515,626 | －       |
| (1) 買掛金                | 1,827,671        | 1,827,671 | －       |
| (2) 短期借入金              | 840,000          | 840,000   | －       |
| (3) 未払金                | 983,227          | 983,227   | －       |
| (4) 未払費用               | 235,700          | 235,700   | －       |
| (5) 未払法人税等             | 153,450          | 153,450   | －       |
| (6) 未払消費税等             | 80,418           | 80,418    | －       |
| (7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 286,685          | 286,685   | －       |
| (8) リース債務 (1年内返済予定を含む) | 131,517          | 130,616   | △900    |
| 負債計                    | 4,538,670        | 4,537,769 | △900    |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

変動金利による借入の時価については、短期間で市場金利を反映しており、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利による借入の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) リース債務

これら時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース契約を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

|           | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------|---------------|
| 非上場株式*1   | 192,437       |
| 差入保証金*2   | 528,569       |
| 長期預り保証金*3 | 654,977       |

\*1 非上場株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、時価開示の対象から除外しております。

\*2 差入保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象から除外しております。

\*3 長期預り保証金は、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象から除外しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用店舗（土地を含む。）を所有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,200千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額（千円） |        |          | 当事業年度末の時価（千円） |
|--------------|--------|----------|---------------|
| 当事業年度期首残高    | 増減額    | 当事業年度末残高 |               |
| 411,964      | △3,254 | 408,710  | 213,466       |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額は、減価償却費（3,254千円）であります。
3. 当事業年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。
4. 時価評価の算定が困難なリース資産は簿価で表示しております。

#### 持分法損益等に関する注記

関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名          | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係            | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目           | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------------|----------------------------|--------------------------|-------|--------------|--------------|--------------|
| 子会社 | 億特安餐飲管理<br>(上海)<br>有限公司 | (所有)<br>直接 54.81%          | 当社外食事業<br>の現地展開<br>役員の兼務 | 債権放棄  | 31,517       | -            | -            |
| 子会社 | 株式会社<br>ナインブロック         | (所有)<br>直接 91.30%          | 当社製品の販売<br>役員の兼務         | 受取手数料 | 3,600        | 未収入金<br>前受収益 | 141<br>178   |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 債権放棄31,517千円を関係会社整理損に計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,001円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 115円65銭   |

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 当期純利益        | 443,445千円  |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円        |
| 普通株式に係る当期純利益 | 443,445千円  |
| 期中平均株式数      | 3,834,349株 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

イトアンド株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

|             |       |     |     |   |
|-------------|-------|-----|-----|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 遠 藤 | 富 祥 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 野 邊 | 義 郎 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 川 越 | 宗 一 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イトアンド株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

イトアンド株式会社 監査役会  
常勤監査役 中 島 靖 雅 ⑩  
監 査 役 錦 見 光 弘 ⑩  
監 査 役 池 田 佳 史 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第37期の期末配当をいたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は54,749,638円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月26日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふみの なおき<br>文野直樹<br>(昭和34年11月29日)   | 昭和55年4月 当社入社<br>昭和55年10月 取締役就任<br>昭和60年7月 代表取締役社長就任（現任）                                                                                                              | 894,370株   |
| 2     | なか た ひろ やす<br>仲田浩康<br>(昭和39年4月26日) | 平成12年8月 当社入社<br>平成13年4月 商事部部門長<br>平成16年4月 トレーディング事業部ゼネラルマネジャー<br>平成16年6月 取締役就任<br>平成21年4月 取締役常務執行役員トレーディング本部長<br>平成24年4月 専務取締役就任（現任）<br>平成24年7月 株式会社ナインブロック取締役就任（現任） | 87,050株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | うえつき たけし<br>植月 剛<br>(昭和47年7月13日)  | 平成7年4月 当社入社<br>平成14年4月 マルチフランチャイズ事業部<br>ゼネラルマネジャー<br>平成16年4月 フードクリエイト事業部<br>ゼネラルマネジャー<br>平成17年10月 王将事業部ゼネラルマネジャー<br>平成18年6月 取締役就任<br>平成21年4月 取締役執行役員王将営業本部長<br>平成24年4月 取締役常務執行役員王将(現外食)営業本部長(現任) | 62,140株    |
| 4     | ひ えい ひかる<br>日 永 光<br>(昭和41年12月8日) | 平成15年1月 当社入社<br>平成15年10月 生産部マネジャー<br>平成19年4月 商品本部長<br>平成21年4月 執行役員商品本部長<br>平成24年6月 取締役就任<br>執行役員商品本部長(現任)                                                                                        | 27,000株    |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | 日坂宏和<br>(昭和29年9月27日) | 昭和52年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行<br>平成17年6月 みずほ総合研究所株式会社入社<br>平成26年5月 当社入社<br>現在に至る                | 一株         |
| 2     | 錦見光弘<br>(昭和38年5月13日) | 昭和63年4月 英和監査法人入所<br>平成2年10月 同所退所<br>平成3年3月 公認会計士登録<br>錦見光弘公認会計士事務所代表就任（現任）<br>平成20年6月 当社監査役就任（現任）  | 700株       |
| 3     | 池田佳史<br>(昭和37年8月29日) | 昭和62年3月 司法試験合格<br>平成2年4月 弁護士登録<br>栄光綜合法律事務所入所<br>平成15年1月 弁護士法人栄光 代表社員就任（現任）<br>平成21年6月 当社監査役就任（現任） | 700株       |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 錦見光弘氏および池田佳史氏は、社外監査役候補者であります。

4. 錦見光弘氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として高い知見と豊富な実務経験を有し、外部の視点を持って監査役としての役割を果たしていただきたいためであります。

なお、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、6年となります。

5. 池田佳史氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。

なお、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、5年となります。

6. 錦見光弘氏および池田佳史氏は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容の概要は本招集ご通知添付の書類16頁に記載のとおりであります。本議案が承認された場合、当社は錦見光弘氏および池田佳史氏との契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に重任されます社外監査役 錦見 光弘氏および池田 佳史氏の補欠として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)          | 略 歴<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                               | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------|------------|
| もり た ごう<br>森 田 豪<br>(昭和53年5月5日) | 平成16年10月 弁護士登録<br>平成19年4月 弁護士法人栄光・栄光綜合法律事務所入所<br>現在に至る | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森田 豪氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 森田 豪氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として高い知見と豊富な実務経験等を当社の経営体制強化に活かしていただきたいためであります。
- なお、同氏は、過去に当社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 森田 豪氏が、監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額といたします。

## 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役 中島 靖雅氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                 |
|---------|---------------------|
| 中 島 靖 雅 | 平成24年6月 当社常勤監査役（現任） |

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名および監査役1名（社外監査役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額20,280千円（取締役18,700千円、監査役1,580千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額については取締役会に、監査役に対する金額については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

以 上



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

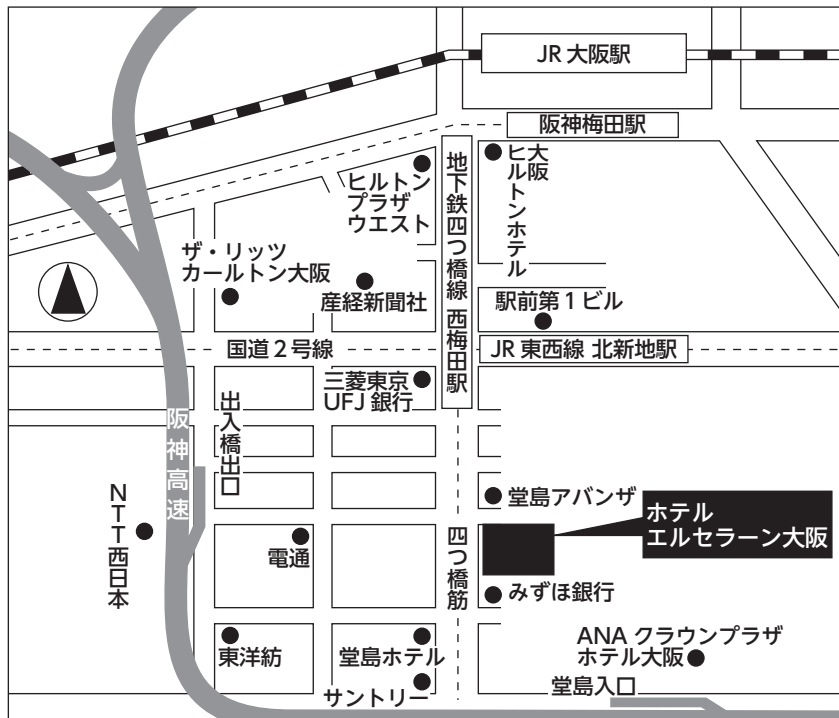
A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテル エルセラーン大阪 5階

大阪市北区堂島一丁目5番25号

TEL 06-6347-1484



- |    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 交通 | J R 「大阪駅」      | 徒歩 8分 |
|    | J R 東西線 「北新地駅」 | 徒歩 5分 |
|    | 阪神 「梅田駅」       | 徒歩 8分 |
|    | 地下鉄四つ橋線 「西梅田駅」 | 徒歩 5分 |

※ なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。